

第3回首都直下地震道路啓開計画検討協議会 議事概要

日時：平成26年10月21日（火）15:00～17:30

場所：東京国道事務所 15F 第二会議室

議事概要（要点）

○道路啓開について

- ・（東京都）資料1－2の連絡体制について、東京都は災害対策本部の中に道路調整チーム※を設置し、警察・消防・自衛隊等にて構成する救出救助部隊や医療救護チーム等と連携し、道路啓開を行うことになっている。これらを踏まえ、今後、都において、案を作成し、具体的な調整させていただきたい。
（※道路調整チーム：都内道路の被害状況の情報共有等を図ることを目的とした東京都災害対策本部の下に設置される各局等調整部門）
- ・（中日本高速）高速道路会社からの情報は、国交省本省に集約される系統になっているが、一方で直轄国道情報は関東地整に集約される系統となっている。道路啓開ルートを決める指揮命令系統が2系統あると誤解されないよう留意するべきである。
- ・（自衛隊）自動的に通行止め等の対応を行う震度について、資料中でも震度5強や震度6など、管理者によって異なっている。陸自としては、各部隊が動く判断基準になるのでこの考え方について今後検討してほしい。
- ・（座長）八方向作戦における優先啓開ルートが決定されたら、そのルートに対して各管理者が集中的に資源を投入して啓開を行うという方針としたい。

○広報のあり方

特に質疑はなかった。

○首都直下地震道路啓開計画の構成イメージについて

- ・（東京消防庁）現実の災害を考えると、家屋が倒壊してがれきや液状化、火災など、災害の状況によっても道路啓開を行うまでに時間の差があるのではないかと思う。方向別にどの程度時間を要するかについて情報があると啓開の具体化を検討しやすいのではないか。
- ・（座長）目標としては1方向1路線を啓開していこうというものである。啓開については被災状況の把握もしつつルートを検討していくということになると考える。実際には様々な状況が想定され、それらは都度把握し作戦を変更する必要がある。
- ・（警察庁）緊急交通路の指定予定路線上に放置車両等があり緊急交通路の指定が行えない場合には、代替路線について緊急交通路の指定をすることも考えており、その場合は代替路線について道路啓開を行っていただきたい。

○まとめ

- ・（座長）本日の議論をまとめると、①八方向別の優先ルートが決まった場合は、各道路管理者はその路線を最優先で啓開にあたること、②関係機関との情報共有の考え方や方法については今後調整して具体化を図ること、③啓開後の規制方法等について事務局と交通規制を担当する警視庁で個別に調整すること、となる。

以上